

2010年12月17日

団体各位

東京大空襲訴訟原告団

団長 星野 弘

TEL/FAX 03-3616-5531

緊急団体署名のお願い

－ 東京高等裁判所は、証人と原告の生の声を聴いて下さい －

東京大空襲訴訟原告団です。平素は署名、募金、裁判へのご支援、温かい激励をいただきありがとうございます。

さて、早速にかつ緊急にお願いをして恐縮ですが、下記の趣旨、目的、方法による表記の署名にご協力をいただきたくお願いいたします。

記

一、趣旨

団体署名用紙に記載の通り、私たち原告は、審理の迅速な進行に協力するため、証人と原告本人を厳選し、3人の専門家証人と4人の原告証拠調べを申請しました。

これに対し、被告国は「本件の審理に当たって事実関係の確定は不要である」と、強く反対の意見書を出してきました。

私たちは、原判決の不当性を指摘し、空襲被害者の被害の実態と、戦後65年間救済を放置した国の責任を明らかにするために3人の証人と4人の原告の証拠調べを申請し、公正な裁判がなされるよう求めています。とくに原告は、東京大空襲の実相を訴え、再び戦争をしない国にするため、人生をかけて訴えています。原告らの立証を十分に保証したうえ、証拠調べの実現を裁判所に要請する署名です。

二、目的

1つは、被告（国）の不当な態度をひろく国民に訴える。

2つは、証拠調べ実現への原告と支援者との強い意見を裁判所に伝える。

三、方法

1. 団体名と住所（連絡先）だけの記載で結構です。

2. 団体は大小を問いません。例えば労働組合だと、本部、支部、班などすべての単位を含みます。つまり会社、任意団体、文化、スポーツ組織、自治会など団体の種類を問わないことです。

3. 返信用の封筒に署名用紙をそのまま（団体名を切り取らないで）入れて下さい。

4. **必着期日は、1月8日までに。**（1月12日の第二回口頭弁論に活用するためです。）

以上

問合せ先 東京大空襲訴訟原告団

TEL/FAX 03-3616-5531（9時～17時）

東京都墨田区押上1-33-4中村ビル102室

東京空襲犠牲者遺族会気付